

わが国における社会事業成立の

社会経済的背景 (一)

森 正 夫

一の文化的社会的象の歴史的發展のあとを辿るばあいに、これを夫々の段階の特定の性格から区分することは、困難な問題をふくむだろう。ここに取扱う本邦における社会事業成立の社会経済的背景のテーマについても、このことがまず問題であろう。日本における近代的社会事業の發展といえ

うに社会事業の成立を準備しつつあったかをしらべようとするものである。敘述の便宜として日清戦争から日露戦争頃までと、日露戦争以後との二つに分つことにする。この区分が果して当を得ているか否かは、本文の中で明にされるであろう。

第一部 日清戦争前後から日露戦争まで

一

ば、明治以後の時期に属することはいうまでもないが、その發展の過程はしばしば三ないし四の時期に区分されているようである。いづれの意見においても、第一次大戦以後の日本の社会事業發展の上に、近代的性格が顕著にあらわれてきたとするのが、共通した見解とみとめられるようである。その意味では、第一次大戦以前の時代は、いわば日本における近代的社会事業成立の準備時期とも考えられる。本研究の本来の意図はこの發展のすべての過程をとり扱うことにあるが、本稿でとりあげるのは日清戦争頃から第一次大戦にいたるまでの時期であり、この間における社会経済的發展が、どのよ

日清戦争前後から日露戦争にかけての時期はいわゆる日本における産業革命期ともいわれるが、この間にあつても一方における蓄積の増大と他方における恐慌とがおりなされて、大勢として資本主義の著しい發展となつて現われたことを見落してはならない。

日清戦争にいたるまでの資本家的企業の確立は綿絲紡績業を中心とし、これについて製絲業織物業における資本家的経

營の發展があらわれた。日清戦争以後勃興してきた有力なものに製鉄・造船・鉄道事業を中心として、石炭鉱業・電気事業・銀行金融制度などがあげられる。かかる部門における資本投資額の増加、会社設立数の増大、労働者数の激増の過程についての数字を掲げることは、本稿の性質からこれを省略する。産業資本の確立されたこの時期に、これと関連する諸制度も一応整備されたことは注意を要する。清国よりの償金によって明治三〇年金本位制が採用され、三二年には改正条約実施、治外法権撤去、商権の回復が行われた。国内的には明治二六年手形法及び会社法の施行、三二年商法⁽²⁾全部の施行、取引所法の改正、三三年産業組合法の施行など、資本主義發展の基礎がつけられた。

かかる一般的發展にもかかわらず、他方において明治三〇〜三一年、三三〜三四年の二度の恐慌があらわれた。この間の事情についてふれてみる。物価の騰貴は戦争中にもみられたが、戦後二八年末には急激な騰貴を示した。これは、その年の夏九州・四国・関西・北陸地方が風水害によって大きな被害を受けたこともあるが、他方戦勝による償金取得の見込が企業熱をあふつたことによるものと思われる。戦争終結後貿易は著しく出超となり、二八年下半年には株式市場が活気を呈しこれがまた企業熱を煽つた。かくて戦後の繁栄期が到来したが、その中からやがて景気下向の兆しが現われた。それは二九年六、七月を絶頂として八月頃に金融市場にあらわ

れはじめた。貸出超過と預金増加の鈍化から警戒の傾向が強まり、金利は引上げられ、有価証券価格が下落しはじめた。ここでまづ大阪から一波紋が起つた。大阪においては二三の銀行の取付、支払停止などがおこつた。また東京では木綿商を中心に小波瀾が生じ、これが桐生足利地方の恐慌にまで波及した。⁽³⁾かかる小波瀾はあつたが、二九年は全体として好況を維持し、これが三〇年上半年まで続いた。したがって、物価は三〇年に入つても騰貴をつづけた。ことに三〇年秋には凶作のため米価の騰貴が激しく、十月には上米一五円以上の高値となり、他方金融は逼迫し恐慌ながら物価騰貴が⁽⁴⁾つづき、賃銀労働者の賃上争議や窮民の蜂起が頻発した。賃金騰貴、石炭価著騰、インド紡績業の生産の回復等の理由から、この時期に紡績等の不振を来し、多数の損失会社を生じたがここに明治三一年の末には、明治二三年以来再び操業短縮、夜業休止などが問題となつた。三〇年三月にはじめて小規模企業の中で合併されるものが生じたが、その後相次いで休業合併されるものが現われた。⁽⁴⁾三一年四月からはこれに加えて生絲の輸出不振がおこり一般の不況は更に深刻となつた。かくて三一年上半期にはますます金融は逼迫し、小企業家、小銀行の破産に瀕するものが多く現われた。⁽⁵⁾しかしこの時期の恐慌より、これにつづく恐慌が遙に深刻なものであつた。

明治三二年には前年の豊作などの影響から景気は少しもちなおし小康を得ていたが、三三年に入つて再び恐慌の兆しが

見えはじめた。即ち年初以来輸入超過が増大し物価は三月まで騰貴をつづけた。かくて二回の金利引上げが行われ株式相場は低落した。この輸入超過の原因は、生絲及び線絲の輸出不振によるものであった。これはアメリカの経済事情に影響されたものであるが、更に北清事件の発生が決定的打撃を紡績業に与えたからである。北清事件の打撃はその他にも、北清を主要な販路とする商品、綿絲・マツチ・洋傘・錫なども打撃を与え、七、八、九の三ヶ月にその輸出は著減した。かくて三三年下半期には破産する企業が多くあらわれた。この時期の恐慌の深刻さは、不渡手形の激増によつても察せられる。三三年における不渡手形発行件数及び金額は、前年に比すとき、件数及び人数において四倍強、金額において約三倍に及んでいる。

三三年一〇月頃から北清事件の影響はなくなつたが、一般的な不況と金融の逼迫はあらたならず、ここに銀行恐慌があらわれた。三三年一月二五日熊本の二銀行が支払停止におちつたのをきつかけに、久留米福岡の銀行に波及し、さらに三四年二月には横浜東京方面に、四月には大阪にも及んだ。大阪では小銀行から中以上の銀行にも取付がおこつた。この銀行恐慌はさらに堺・京都にもひろがった。この銀行動搖は四月にもつとも甚しく、五月にいたつて漸く鎮まつた。かかる銀行恐慌は、当時の銀行設立熱がさかんであつたところから、極めて資力の乏しい小銀行が濫立されたことにもそ

の一の原因があつたようだ。

このような金融恐慌の根底には、もちろん一般商工業の不振があつたわけである。明治三四年のはじめから六月一三日までに、破産宣告をうけた件数を前年と比較すれば前年の三倍近くであり、とくに三／五月に甚しく、また地域的には大阪を中心とする地域が最もひどかつたようである。この恐慌による深刻な打撃も、豊作の影響などにより、下半期から漸くたちなおつたが、この恐慌の尾が日露戦争前後まで永く尾をひいたものようである。

右に述べたような一般の経済情勢の推移を考慮にいれて、以下の考察を進めて行きたい。

二

右に述べたような恐慌と物価高の中にあつて、一般庶民の生活は極めて困難なものであつたと推測される。それについての一二の指標は既にみた通りであるが、もう少しこの間の事情についてふれてみたい。ただ当時この方面の包括的な統計資料が欠けているところから、一二の断片的な資料によつて推察するより方法がないのは残念である。

まづ日清戦争中又はその後における物価騰貴があげられる。明治二〇年一月の一般物価の平均を一〇〇とすれば、二六年平均では指数一一五にすぎなかつたのに、二七年には一二六、特に米価だけをとれば二〇年に比し一七七の高値を示

している。さらに二八年一三五、二九年一四五と毎年著しく物価騰貴をしていることがわかる。しかも既に述べたように二八年夏には風水害が甚しく、二九年六月には三陸地方の大津波という天災があつたことから考へて、当時の一般庶民の困窮は相当深刻であつたと考えられる。東京経済雑誌は明治二六年より二八年にいたる間の、地方税の官損人員及び金額を示しているが、それに就いて「夫れ一戸を以て平均五人とすれば大約七十七万余人なり、この人員は則ち貧困なるが爲に滞納処分を行う能はずして官損となすものなりとす、其貧困知るべきなり、其余に滞納処分を行ひ以て租税を徴収するもの年に十二万戸則ち六十万人居あるなり、故に前二者を合計すれば二十銭の租税を納むる能はざるもの年に百三四十万人ありと見て可なるべし、下等人民の事情亦憫むべきものにあらずや」と説いている。以て当時の一般大衆の困窮を知ることができらる。

明治三〇年に入ると物価騰貴の勢が更に甚しくなつたことは既に述べた。五月には物価は一六一、米価は二二三を示し、十月には物価一七三、上米一石一五円以上の高値をよんだことは既に述べた。物価は一月一七四、二月一七二と下らず、三一年四月には終に一般物価一七九、上米石当り一六円一三銭と最高を示し、六月まで一般物価は一七〇台を割らず、七月以降漸く一六〇台に下つた。かかる情勢の中で、一般労働者等の生活の窮迫はかなり深刻であつたことは次の

ような文章からも察せられる。「細民一日の賃金大約三十五銭に過ぎず、而して一家五口として米二升を食すとすれば、単に米価丈けにても三十銭を費やすべし、其残額僅に五銭に過ぎず、何を以て能く衣服その他の費用に供するを得んや」。しかし職工は同盟罷工で賃金増加を要求できるからまだよいとして、「下等官吏巡査、小学教員その他一定の俸給を受くるもの困難名状すべからざるものあり、去れば見よかし、近時新聞紙上に於て情死、殺人、自殺等の凶報日として掲げざるなきを……」。当時のかかる俸給生活者の生活水準や家計を示す統計の欠如していることは遺憾であるが、この文章によつてもその困難の一端は知りうる。

既にのべたように三〇一三一年にかけての恐慌はその後一時小康は得たものの、物価はそれほど下向せず、三二年八月まで常に一六〇台を維持し、三二年九月から再び上昇しはじめ一二月には一八九と著騰し三三年の恐慌に入つたわけである。この恐慌の間における小商工業者の困難は、既に一二の指標によつてみた通りである。著しい物価騰貴の上に、戦後の増税はかなり大幅なものがあつたようである。この面からも一般庶民の窮迫が推察される。既にみたように三四年の恐慌は五月頃にいたつて漸く鎮静したが、物価も三三年年初の頃に比べて既に若干下回つていた。つづく三五年も比較的物価は安定していたようである。

かかる事情から考えると、明治三〇年から三四年頃にか

て、労働問題・社会問題がやかましくとりあげられるにいたつたのは、自然の勢であつたと考えられる。この点については後にゆずる。

三

この時期における急速な資本の蓄積が実は低賃金に基礎をおくものであつたこと、また既にみたような深刻な恐慌を経験したこと、このような事情からこの時代の労働条件が極めて厳しいものであり、労働者は失業不安と賃金切下げに悩まねばならなかつた。当時のいわゆる原生的労働関係の詳細な内容については、商工局の「職工事情」、横山源之助の「日本の下層社会」が今日のわれわれに多くを知らせてくれることは倅いである。この中から若干の引例をしてみる。名目賃金が著しく低かつたことは、近代的大工業制をとつた紡績部門においても同様であつた。明治三〇年一〇月の職工日給賃金をみれば、「平野岸和田の両工場を除きて他に五銭以下の職工なく、而して大阪は十二銭以下の職工最も多く、浪草・天満織の二工場は十銭以下、平野・福島・明治・日本紡の四工場は十五銭以下、摂津・天満紡・金巾・朝日・岸和田堺・然絲の諸工場は十七銭以下にして各工場通じて平均せる一定の賃銀を知ること難しと雖も、免に角も大阪府下にては十七銭以下の賃銀多きを見る」¹⁶⁾。また精紡部女工にして最低四銭の日給も見られた。¹⁷⁾近代的大工業制をとらない工場では、こ

れ以上に低い賃金であつたようだ。例えば当時未だ零細企業の多かつたマツチ工場についてみれば、某工場では男子の平均日給一六・七銭、女子一〇・七銭という例もみられる。¹⁸⁾

平均賃金水準が低いばかりでなく、同一企業場内の職工賃金の、最高額と最低額との格差の大きかつたことも注目すべきである。明治三二年東京の二二三の紡績工場についてみれば、男工の最低額は十銭、最高額は一円二銭であつた。¹⁹⁾このように名目賃金が極めて低かつたばかりでなく、賃金支払形態として請負制、出来高払制、年季金の如き前近代的な形態が多くみられたことも、労働者にとっては不利な労働条件であつた。もつとも明治二〇年頃と比すれば、当時名目賃金は年と共に増加してはいたが、既にみたような三〇年前後の恐慌と物価騰貴の事情の中で、実質賃金は却て切り下げられていたというのが実情であろう。²⁰⁾かかる低賃金の下では、労働者の生活が極めて窮迫したものであつたと思われる。「十七銭以下、十五銭以下、何れにせよこの賃銀高より食料八銭を除き、募集当時の前賃金を除かるれば残る所幾何もあらざるなり」²¹⁾。これは紡績女工についての記述であるが、多くの労働者の実情一般を示すものといえよう。

低賃金、長時間労働、これに加えて諸施設の劣悪さ、労務管理衛生対策の貧困とが、労働者の疾病災害率を極度に高からしめたことも、²²⁾当時の労働条件の苛酷さの一面である。このようなどころからも当時労働問題が論議されるにいたつた

のは、当然と考えられる。

四

明治維新において近代的土地所有制の基礎がつくられなかつた我国では、農村に多くの零細農小作農を温存したわけだが、その後も農民の階層分化は進行した。明治中期頃までの包括的な農業統計は欠けているが、自作農の転落、小作農及び小作地の増加が一般的な傾向として認められる。²⁴この時代の小作農はどれ位の収入を得ていたか。上田一反一畝二五歩の田地を小作するばあい、耕作者の手に残る潤益は一円三六錢五厘、之に藁代及び畦畔作物の收穫を加えても四円以上には出なかつたようである。²⁵また福井県における小作地一反歩の收支比較表によれば、二円五三錢九厘の損失であり、裏作の小麦の收穫を加えても「損失を償うことを得ず、蓋し労力三十五人の賃錢（四円二十八錢一厘——筆者）はその報酬なりと知るべし」という有様であつた。当時の小作農の経営の苦しさは、販売米の少量であつたことから察せられる。斉藤万吉が明治二三年以来全国二八カ村について行つた調査によれば、地主の収入米中の販売割合は八九%、自作の産米総量に対する販売分は六三ないし四%であるに對し、小作農のそれは僅か一〇%前後にすぎない。明治三二年には年間僅か一・五石の米を販売しているにすぎない。²⁷しかもこれは経営規模平均一・三町歩の小作についての数字であるから、こ

れ以下の零細規模の小作農については、遙にその経営が苦しかつたと考えられる。田口晋吉は、明治三〇年東京駒場附近の農家について行つた調査で、米の販売者として米価騰貴を有利とするか又は困惑しないですむ最下限を、小作農ならば一町六反（但し二毛作または余業を要する）という推定を下している。その限度以下の農家は「米を売って小遣となし、麦粟を食する」状態であつた。²⁸都市の貧民のみならず、かよりに農村の零細農も輸入外米を食したらしく、明治二三年五月頃、米価騰貴と雨天続きにより貧民困窮し、「是等は南京米の粥を啜ることさへ出来ず、身に錠を纏ふて山野に出て『へビソ』と言へる草の根を混じりに之を食ふて纔かにその飢を凌ぎ居る」と、朝野新聞が三重県下の農村の窮状をのべている。²⁹これは二三年の出来事ではあるが、明治三〇年頃の零細農の生活もかくやと思われる。

農業収入だけに依存することのできない小作農零細農は、問雇制的家内工業の家内手仕事に従事するか、或は林業漁業等の賃労働又はその他の賃労働に従事する。また極貧農の中には作男、農村賃労働者になつた者もあろう。

「此等ノ小農ハ、其ノ実純然タル農ニアラズシテ、悉ク他ノ事業ヲ兼ネ濟セル兼業者タラザルナク、彼ノ所謂五反百姓ナリシモノ、凡テ、一二農業ニ頼リテ、其ノ生計ヲ営ミ得ザルコト亦、明ケジ。此等ノ小民ハ、実ニ雇役、運搬、或ハ漁或ハ樵、若クハ、商工ノ業ヲ兼ネテ、始メテ、其ノ一家五口

ヲ養ヒ得ルモノナリ。サレバ、此等ノ細民ハ、必シモ、農業ニ恋着セズ。苟モ、他ニ更ニ、利多キ業アラバ、直チニ、之ニ就カント欲スルモノナリ⁵⁰。このように離村をなして、北海道、諸外国などへ赴く農民の数も決して少くなかつたことが、一二の資料からも察せられる⁵¹。

五

右に述べた工場労働者や貧農の困窮もさることながら、資本主義の発展にとり残された諸々の職人、その他の肉体労働者や無職者などは貧窮の最下層を構成する。

かかる層の中では職人が比較的上に位する。当時未だ工場制工業の確立が十分でなかつたから、各種職人が極めて広汎に存在したわけだが、彼等の賃金はどれ位であつたか。明治二九年当時職人中最高の賃金は洋服仕立職の四八錢三厘、石工大工左官がこれについて三六、七錢より四〇錢ていど、綿打、紙漉の如きは二五錢以下である。これら職人の賃金も、この時代特に戦争後の産業勃興により労力の需要が増加したため、明治二〇年頃に比し、二七、八年頃には相当騰貴したが、白米小売相場と比較するとき却て相対的には低下を示している⁵²。この点から彼等の生活も当時相当窮迫したものであつたと察せられる。

かかる職人より下層にあるものに、人力車夫・日雇・土方・芸人などがあり、これらは多く貧民窟の住人であつたよう

だ⁵³。彼等の一日の「儲け高となる処は多きも二三十錢を昇らざる暮きは一日僅か五六錢の手間賃にて就業する位なれば、突^いでか一人たりとも新らしき賓客を請じて是に餌^{とうそ}俎するの余裕あるべき³⁴」という有様であつた。彼等のうち最下層の一日五錢にもみたくないようなものの生計費をみよう。「彼等は平均一日四錢八厘余の賃銀を得るのみなり、而してその生計費に要する所を精査すれば、飯米四合（一升七錢の南京米）二・八錢、薪〇・三錢、飲料水（手桶八目分）〇・二錢、屋賃日掛一・五錢、菜〇・三錢、地藏祭の積金〇・二錢合計五・三錢、以上は彼等が僅に是雨露を避けて一生を繋し為めのみの費用なり、是れ無ければ一日を過すこと出来ぬ費用なり、然るに前の所得賃銀四錢八厘に比ぶればなお、五厘ほど軼過したり、嗟此五厘は生処なし、夫れ之を如何せん……（中略）……斯かる長時間をも次かず牛馬の如く働けとも所得は所費を償ふに足らず此差を賣めても償はせんと吾等は常に苦心しつゝ、南京米の代りに如何はしき残飯を買ひ、飲料水の代りに内井戸なる無代価の濁水をば用³⁵」いている。そのためにコレラ等の悪疫にも侵されるという態であつた。まさに貧窮の最下限を示している。しかもかかる貧民の状態は東京・大阪の如き大都会に限られたものではなく、全国各地にみられる実情であつたことは、明治三年の春、内務大臣の命により各府県知事に、管内細民の生計状況を調査させた報告によつても察知することができる。この調査は当時の恐慌と物価

騰貴の声の中で企てられたものであるが、この調査報告の官報に掲げられたもの二二県に及んでいる。これによつて貧民の率を知ることができる。「以上数県中細民の戸数を示せしものは広島・長野の二県にして、広島は二八万五六三六戸中、細民の戸数六〇八三戸、即千戸に付二一戸、長野は二三万戸中一万六千余戸、即千戸に付六九戸と報ぜり」、また総人口と貧民との割合は人口千に付、兵庫県では八六・三人、広島一・三人、宮城県九八・五人、長野県六四・七人」であるとしてゐる。さらに都市についてみれば窮民の数は更に多く、人口千人中窮民の数は、神戸市一四八・九、広島四・一、仙台九六・四、姫路九七・二、尾道一・七である。これによつてみれば「広島を除き人口百分の八九は困窮に陥りしものの如し」。ただ広島は調査は頗る嚴重な調査であつたが故に、その数が比較的少くなつたようである。以上によつて、当時細民と称されるものが極度に貧困な生活を営んでおり、しかも相当の数に上つてゐたことを知るわけである。

六

以上各方面から考察した一般大衆の窮乏化の中から、これを打開せんとする種々の社会思想、社会運動がほうはいとして起つてくる。「特に日清戦後以来、機械工業の勃興によりて、労働問題をひき起し、物価暴騰は貧民問題を喚起し、漸次、欧米の社会問題に接近せんとす、加うるに政治社会の墮

落は年に甚しく今やその極点に達せり、嗚呼黒き潮流はこんこんとして流がる。誰か我国に社会問題なしというぞ³⁵。社会問題がやかましくなるにつれて、社会政策思想が擡頭し、社会事業施策も現われてくる。

社会思想や社会運動について簡単にふれてみる。明治初期以来一般的欧化主義と並んで、社会主義思想も現われた。徳富蘇峰等の先達によつて日清戦争遂か以前から社会主義思想が紹介されていたが、日清戦争前夜には、社会問題研究会（二五年一月）が、また二九年には社会政策学会が創立せられた。特に後者は工場法の制定その他をおしすすめた陰の力として、永い間大きな役割を果した。かかる事情を反映して出版物も多く現われた。従来から「国民新聞」「国民之友」「六合雜誌」などの新聞雑誌が労働運動や社会主義に理解ある立場を示していたが、その他に明治三〇年一月に労働組合期成会が我国最初の労働雑誌「労働世界」を発刊し、その後この種の「大阪週報」（三二年）なども現われた。一般的なものとして「社会」（三二年）「平民新聞」（三六年）なども現われたが、かかる傾向は日露戦争中及びその後にかけて更に拍車をかけられることになる³⁶。

労働運動の本邦における発端は明治一七年に溯るといわれるが、桑港における職工義友会結成のメンバーが帰朝し、明治三〇年四月日本において同名の会を作り、七月労働組合期成会の名の下に積極的活動を開始してから、本格的な労働運

動が始まったことは衆知のことである。しかしここでは労働運動じたいについて述べることは避けたい。

当時の農民運動小作人組合の動きについては、既にみたような小作農の窮状から、小作料引上、小作地競争の防止を目的として、小作人組合が明治二〇年頃から各地に現われている。殊に明治二四年頃から小作問題がやかましくなった。就中三〇年秋には米の不作で、北陸地方に特に虫害甚しく米価も石一六円に騰貴し、長野伊那地方・新潟・魚津などでは、漁民や窮民が蜂起し米店に廉売を要求するなど米騒動の事件が起つた。⁽³⁹⁾同時に各地に小作料引下、小作地返還を要求する小作争議が頻発し、また小作人組合が各地に組織された。また明治三二年には小作条例期成同盟会が設立され、各地に小作人と地主の衝突がみられ、小作米軽減運動を起すに際して、同会から委員を送るなどの動きも見られた。またこれらとは別に明治二六年頃に端を発し、三四、五年に最高潮に達した足尾鉍毒事件も、農民運動として特異な役割をもつていた。⁽⁴⁰⁾かかる農民運動の動きは当時の初期的な労働運動によって刺戟をうけた点が少なくないとみられるが、小作人運動が更に継続的一般的なものになるのは、明治四〇年以降に属するようである。

社会思想の普及とならんで、社会事業に関する図書やパンフレット類も多く発行されるに至った。明治二七年大阪の慈善新報社において、慈善新聞の元祖といわれる「慈善新報」

を毎月三回発行し、斯業の発達と普及に先鞭をつけた。二八年三月布川静淵によって社会学会が創立され、三四年には「社会雑誌」を創刊した。また留岡幸助の「慈善問題」(三〇年)「感化事業の発達」(三〇年)、小河滋次郎「未成年犯罪者の処遇」(三六年)も後に発行された。その他ホブソン「貧民問題」(三〇年)パレット「感化事業」(三五年)の翻訳も世に出た。さらに三二、三年頃内務省地方局の窪田静太郎のほか、内務省在勤の有志が中心となり、監獄の教誨師、出護人保護事業の実行家達も加わって、貧民研究会(後に庚子会)を組織し、学術上の研究や実地調査を行った。この研究会は内務省の当路者が中心になっていただけに、後に述べる中央慈善協会の創立や社会事業関係立法の制定を、促進するのに大きな役割を果たしたようである。⁽⁴¹⁾

次にこの時期の私的社會事業について述べる。この時期の私的社會事業としては、キリスト教徒による人道主義的慈善事業活動が活潑に行われたことが大きな特色である。所謂セツツルメント運動は既に明治二四年岡山市ではじめられていたが、明治三〇年には片山潜によって東京神田にキングスレー・ホールが創立され労働者教育にあたった。また二八年には救世軍が渡来して活動をはじめた。社会事業施設については、明治一〇年三四、二〇年九六、三〇年二〇二、四〇年四五二という勢で増加しており、このように三〇年前後を転機として著しい増加を示している。が事業の種類としては児童

保護が主であり、施業施療事業、出獄人保護事業等の慈悲救済が多く、キリスト教宣教師等の経営になるものが多かったようである。また明治三四年には大日本仏教慈善会財団が設立された。更にこの時期の著しい出来事として、漸く増加して来た民間慈善救済団体の活動が、組織化される傾向が現われはじめたことがあげられる。社会事業団体の組織化を夙に唱えたのは留岡幸助であるが、三〇年代の初に大阪府下には一三の慈善団体があり、それらはただに連絡がなかったばかりでなく、「其弊や嫉視反目競争の跡なしとせず」という状態であつたが、三四年四月第一回懇話会を開き、翌三五年慈善団体同盟会と改称した。三六年には全国慈善大会も開催される運びになつたことは、社会事業近代化の緒として注意すべきである。

次にこの時期の公的社会事業及び之と関連ある立法措置にいかなるものがあるか。明治三〇年以前には公的社会事業としては殆んど見るべきものが見当らない。しかし三〇年前後の社会情勢の変化を反映して、公的社会事業も漸く活潑に行われるようになった。また当時社会事業に大なる抱負と熱意を示した板垣退助が明治二九年以来、西郷従道が三十三年に内務大臣の職にあつたこともこのために与つて力があつたと思われる。明治三〇年の帝國議會に大竹貫一等によつて恤救法案及び救貧税法案が提出された。前者は、さきに明治二三年政府法案として提出された救貧法案と同じく義務救助主義

に立脚するものであり、後者は目的課税主義に立つイギリスのそれにならつたものであつたが、いづれも審議未了に終つてしまつた。⁴³しかし翌三一年の内務省官制に内務大臣の権限を規定した中に「賑恤及び救済に関する事務」の文字が見られ、地方局の所管事務の中にも同じ字句が見えている。⁴⁴かかる内務大臣の権限指示により、各府県における貧民の状況調査が明治三一年に行われたことは既に触れた。三三年には地方局府県課に救済事業の囑託二、三名をおき、感化救済の事務を取扱わせるようになった。また同年パリに公私社会事業國際會議が開かれた際、政府委員として井上友一が出席したが、これは我国の社会事業が國際的関連をもつに至つたはじめといわれる。⁴⁵

既に見たような多くの窮乏層の存在に対しては、明治初年つくられた恤救規則一本でこれが救護にあてていた。しかし対象の嚴重な制限、救護方法の一種であつたこと、救護に対する公の責任が不明確であつたこと等の点から極めて前近代的なものとされていた。しかるにこれに代る二度の代案がいづれも否決され、更に三二年内務省案の窮民救済法案も実現を阻まれ、爾後昭和初にいたるまで五十有余年間恤救規則は存続したわけである。では当時どれ位の人員がこれによつて救護されていたか。井上友一の「救済制度要義」によれば、恤救規則の規定する癡疾、老衰、疾病、幼弱の各々を合計して、年間一万五千から一万八千余の人員があげられている。

人口一〇万に対して新に救助をうけた者の数をみれば、明治二七年九、二八年七、二九年七、三〇年八、三一年一三、三二年六、三三年六、三四年五とあるをみて、特に恐慌と物価高の深刻であつた、明治三三、四年に全然増加していないことがわかる。⁴⁶これは恤救規則の性格から当然考えられることとて、「健康的窮貧者は全く之を度外に置き、而して窮民に向ては国の恩典として一定の救助を為す」と雖も窮民の進てその救助を求むるの権利を認めず」という性質によるものであつた。そして先にも述べたように我國においては、保護請求権の考えは終に現われず、第二次大戦以後になつて漸く認められるにいたるといふ経過を辿るのである。⁴⁸

国費による救護のほか、地方団体の行う救貧行政があげられる。地方費救助行政は先の救貧法案が審議未了となつて以来、政府はこれを全く地方団体の任意事務に委任した。しかも地方によつては教育費という費目を設ける所もあり、設けない市町村もまた多数あつた。その対象としても、国費受給者に対し補充的に与えられものもあり、また国費受給者たり得ない窮民に対して与えられる場合もあり、要するに地方救助は中央の救助に対して従たる關係を有するに止まつていた。従つてその対象人員もそれほど多くなく、予算の額でも国庫救助費に比し遙かに少いものにすぎなかつた。⁴⁹

窮民救助の大宗たる公的扶助については如上の状態であつたが、これに関連する諸制度については、明治三〇年前後に

比較的多くの新方策や立法措置がとられるにいたつたことは注意すべきであろう。まず罹災救助基金制度があげられる。

これは明治一三年改正の備荒儲蓄法に基き、明治三二年新に制定されたものであり、制定後毎年の支出は一〇カ年を平均して一年九七万円を費している。⁵⁰また同年行旅病人及び行旅死亡人取扱法の改正、水難救護法の制定など特殊救護立法が整備された。これらはある意味で当時の困難な社会情勢を反映しているものといえよう。翌三三年には娼妓取締規則、精神病者監護法、感化法が相次いで制定された。娼妓取締規則は、その年に起つた一事件を契機として、また救世軍等の運動により当時漸く喧しくなつた世論を背景として制定されたものである。公娼制等そのものを打破することは出来なかつたとしても、娼妓の自由廃業するものを統出させる機縁をつくつた功はみとめられよう。刑余者の保護事業、感化事業も比較的早くより行われていたが、前者は明治三〇年英照皇太后の崩御を機縁としてやや活潑な動きをみせてきた。また感化事業も三〇年頃から感化院の newly 設立されるものが現われ、政府もまた乞食遊蕩の不良少年増加の傾向に鑑み、感化法を制定するにいたり、この事業も漸く軌道にのることになる。

このようにみれば、当時社会問題が漸く一般によつて論ぜられるにいたつた情勢の中から、社会事業或立の芽が漸く伸びつつあつたことが認められる。窮民救助の根本たる公的扶

助は極めて不十分であったが、これに関連する諸施策は漸く活潑となり、また私的社會事業も、従来の慈善事業の域から、組織化された近代的社會事業へ脱皮する緒を見出したことを知るのである。しかしこれが一層整備されるには次の時代にまたねばならない。

註

- (1) 明治大正の社會事業發展過程の区分としては、一、明治三十年以前、二、三十年頃から大正五年頃まで、三、大正六年以後の三期に分つ考えと、一、明治前期、二、日清戰爭以後、三、日露戰爭以後、四、第一次大戦以後の四に区分する考えとが一般の説のようである。(山口正「社會事業史」昭和十三年、一四九—一五三頁)
- (2) 大島清「日本恐慌史論」上卷(昭和二七年)一三三頁、樗西、大島、加藤、大内共著「日本における資本主義の發達」上卷(昭和二六年)四五—四八頁。
- (3) 大島、前掲書、一五四—一六一頁。
- (4) 紡績業の集中については、大島前掲書、一八六—一八八頁、二六七—一八頁。樗西他三氏前掲書、五四—六頁。
- (5) 「九八年(一八九八年—筆者)一月から八月の間に、減資解散あるいは失効になった銀行会社は二一八社、その資本金額は三、八

(6) 五万余円におよび、同期間に払込をおこなった会社数、資本金額より多きにおよんでいる……(大島前掲書一八九頁)
 大島前掲書、二一九頁。「東京經濟雜誌」第四二卷(明治三三年後半期)九三、五四三、一二六八頁。

年次	月						計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
1901(明)	12	20	44	42	36	11	165
1900(明)	3	5	6	14	8	19	55

東洋證券雜誌199号(大島前掲書236頁より)

(8) 「恐慌のもつとも激しかった大阪で、一九〇一年一月から五月末までに營業税を取っていたもので廢業届をだしたものは、一〇七一人におよび……もつとも多数をしめる物品販売業のうち、多数をしめるものは木綿、メリヤス、洋反物、石炭、硝子、白米、材木および棉花商であった。」なお物品販売業五九九に次ぐのは、製造業一四五、周旋業八一、仲買業四七などとなっている。(東京經濟雜誌第四三卷一二七一頁。明治三四年六月一五日号)
 明治二〇年一月の平均物価を一〇〇とした数字をあげると、

115
126
135
145
146
147
152
161
161
159
159
160
163
173
174
172
161
170
177
176
179
177
171
168
166
166
167
165
158
170

明治26年
27
28
29
30年
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
平均
30年
31年
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
平均
31年

明治32年	1月	160
	2月	164
	3月	168
	4月	167
	5月	167
	6月	164
	7月	165
	8月	166
	9月	173
	10月	181
	11月	186
	12月	189
32年平均		170
33年	1月	190
	2月	192
	3月	191
	4月	185
	5月	179
	6月	175
	7月	179
	8月	180
	9月	180
	10月	180
	11月	181
	12月	181
33年平均		182
34年	1月	182
	2月	179
	3月	176
	4月	172
	5月	171
	6月	171
	7月	172
	8月	174
	9月	176
	10月	177
	11月	174

(9)

「明治二十九年における海嘯は三陸地方の東海岸の全長殆んど百里の距離に亘り、流失又は全壊したる建物は九千三百余、死者約二万二千人に達し、豊作物も殆んど全滅したが、当時三十年來の大漁により捕獲して得た鰯は再び海に戻り、其の損害だけでも百万円を算したという」(現代日本文明史、第九卷「農村史」小野武夫、五四八頁)

(10)

地方税の官損人員及金額

年 度	官 損 人 員	同 金 額
明治二六年度	一七一、四三一人	三八、九五九円
同 二七年度	二〇五、九五八人	四四、七八一円
同 二八年度	一五五、四六九人	三一、七一〇円

この後で「地方議会は地主會議なれば地租を軽くして戸数割を重くするが為に、細民の困難斯くの如くに至るなり」としている。(東京經濟雜誌、第三八卷五八—九頁)

(11)

東京經濟雜誌第三八卷は、明治二九年度において、諸種の税の滞納者に対し、督促令状を発したのも、処分決定したもの的人员及金額をあげているが、その中で車税の如きは二万人の滞納者で一万円の金額であり、一人平均僅か五〇銭にすぎず、又船税のばあいは一人二五銭にすぎないことを指摘している。(三八卷四一—五頁)

(12)

東京經濟雜誌第三六卷、九四四—四五頁、明治三〇年一〇月二三日号。

(13)

明治二六年度の決算額と三三年度の予算額とを比較し、その間の国税並に官業及び官有財産収入の増加をみれば、次の如くである。

(東京經濟雜誌第三六卷—四四卷により作製)

地 所	租 税	三三年度	二六年度	比較増加
地 租	租 税	四、三六、三〇〇円	三、八〇、六〇〇円	八、五五九、八〇〇円
所 得 税	所 得 税	五、〇七、四六六	一、三六、七七五	三、七〇八、六九一
營 業 税	營 業 税	五、八五、四七五	—	五、八五、四七五
酒 税	酒 税	五、四六五、七六〇	一、六六七、四三三	三、八〇八、三二七
海 關 税	海 關 税	一五、八〇〇、三三三	五、一三三、三三三	一〇、六六七、〇〇〇
郵 便 電 信 收 入	郵 便 電 信 收 入	三、一五、一〇、〇〇〇	六、四八、一、六六六	一五、六六五、六六六
專 売 局 益 金	專 売 局 益 金	八、九六、〇〇〇	—	八、九六、〇〇〇
鉄 道 益 金	鉄 道 益 金	六、七、九二二	二、七九、七〇〇	四、〇〇五、二二二

また二六年度と三三年度とを比べると、国債は殆んど二倍、地方債は三倍以上に増加している。(東京經濟雜誌、第四二卷、一七二頁)

なお酒税の一般細民に対する負担の实情について、「今や一般細民が購求する処の清酒代価は如何なる劣等のものとも雖ども、一升三十銭を降らざるべし、此三十銭中には即ち税金十二銭を含蓄するものなり、若し彼等が一日一合つづの清酒を消費するものとせば彼等は一ケ年に四円三十八銭の租税を納めつづつあるものなり、又以て重税ならずや」とある。(東京經濟雜誌、第四二卷、七五二頁)

(14)

東京経済雑誌第四二巻、明治三十三年一〇月六日号は「地主と細民の近状」として、小作人、職人、地方在職の下級官吏の窮状をのべている。その中小作人の実情は註二五に掲げた。「大工左官其他の職人に至つては都鄙の区別なく、物価騰貴すれば其割合に賃金を引上るを以て、前二者の如く（小作人のこと―筆者）著しく困難を感ずるものにあらずと雖ども、是又目下の経済界に於ては何事も控へ目になすの折柄なれば、思はしき仕事もなく空しく遊び暮す日もあるれば、随て収入も薄く所謂俗にいう食つたり食はなさんだりの有様なるもの又少からず」。また「地方在職の下級官吏は：地方に於ては官尊民卑の習猶未だ脱却せず、官吏とさへ云へば巡查も雇員も相当に外見を飾らざるを得ざるの有様なれば、少許の収入を以て諸般の費用を支弁せんことは仲々困難のことなれば、彼等が窮状都鄙又大差なかるべし」（七五〇―一頁）
 明治三十三年一〇月の相場を一〇〇として算出した累年平均物価は次の如くである。

明治三十三年	九九・五七
三十四年	九五・七四
三十五年	九六・四四
三十六年	一〇二・六五

（東京経済雑誌、第五三巻、二三頁より）

(16) 横山源之助「日本の下層社会」（明治三十一年）岩波文庫版、一六九―一七〇頁。

(17) 横山、前掲書、一六八頁、平野紡績会社の日給賃金の項に見ゆ。農商務省商工局「職工事情」（明治三十六年）第二巻一四一―三頁

(19) 「職工事情」第一巻七五頁

(20) 風早八十二「日本社会政策史」（昭和十二年）六三頁以下、大河内

(21) 一男「社会政策（総論）」（昭和二十三年）一六一―一四頁
 この点は後述、註三二をみよ。

(22) 横山、前掲書、一七〇頁。

(23) (24)

風早、前掲書八〇頁以下。なお「職工事情」の中にもこの点について詳しく書かれている。小作地の全耕地に対する割合は次の如き変化を示している。

農家の自小作別構成及び小作地割合の変化

	農家の自小作別構成 (総農家戸数=100)			総耕地のうち小作地の割合
	自作農	自小作農	小作農	
1873年	—%	—%	—%	31.1%
1883	38.4	42.4	19.2	24.2%
1888	33.3	45.1	21.6	—
1892	—	—	—	40.0
1899	35.4	38.4	26.2	—
1908	33.3	39.1	27.6	44.9
1912	32.1	40.8	27.1	45.2
1917	30.6	41.8	27.6	46.9

（野呂栄太郎「日本資本主義発達史」一九四頁より）

明治三八年	田	畑
明治二〇年	四四・六八%	三九・三四%
四九・七二%	四三・九〇%	

- (1) 農家の自小作別構成—1883年は20府県、88年は27府県、99年は不明だが、1908年以降は内地全府県。1883~99年は栗原百寿『現代日本農業論』1908年以降は農商務省『農事統計』各年度はよる。
- (2) 小作地面積の割合—1873年は平野義太郎『日本資本主義社会の機構』、83年は18府県、92年は沖縄を除く全国、『日本帝国統計年鑑』による1908年以降は内地全府県、上記資料による。
 （『日本農業発達史』第4巻一昭和29年—94頁より引用）

経営耕地広狭農家戸数の変化

	8反未満	8反～ 1町5反	1町5反 以上	計
明治21年	100	100	100	100 (4291千戸)
“ 41年	121	84	106	105 (4468千戸)

山田盛太郎『農地改革の歴史的意義』148～9頁
(『日本農業発達史』第4巻94頁より)

	5反～ 1町	1～ 2町	2～ 3町	3町 以上	計
明治32年	39.8%	40.5%	13.7%	6.0%	100.0%
“ 37	39.4	39.5	14.1	7.0	100.0
“ 42	39.7	40.2	13.6	6.5	100.0
大正3年	40.2	40.2	12.7	6.8	100.0
“ 5年	40.2	40.3	12.7	6.8	100.0

全国73ヶ村の平均1ヶ村当り。

(『日本農業発達史』第4巻95頁より)

(26)

横山、前掲書二五二頁
もって当時の小作農の生活程度一般を知ることができよう。

(25)

またこのほか、「日本農業発達史」第四巻には、一八九九年から一九一六の間一八ヶ村について、自作農の移動と他階層から自作農への移動を示す表が示されている。これによれば、自作農から小作農へ六八・九％、農業外の職業へ一五・〇％、無資産階級へ七・七％で、地主へ八・四％は極めて少い。他方小作農から自作農へ移動するものも七八・五％と多い点も注意すべきであろう。
(同書九六頁)

横山源之助、前掲書、二四九～五一頁。

またこのほか東京経済雑誌は、父母夫妻子供二人計六人家族で、七反小作の上毛地方一農家の、明治三三年における収入、支出をのせている。収穫は一反歩に付米二石、麦一石五斗、小作料は一反歩に付米一石一斗、食料として一家六人、米三分麦七分の割にて一日平均三升、残りの分米三石〇一五、麦二石八三五が収入となる。これを三三年一月～八月の相場で売払って米三四円四銭、麦一二円六一銭五厘計四六円一銭九厘が、この小作農の収入。他方支出は、宅地借料及家賃一八円、肥料代一四円、地方税及村費八十銭、農具買入及修繕費二円、薪炭代九円、石油塩代二円四十銭、其他雑費四十一銭九厘、計四六円一銭九厘、差引残なし、という数あげられている(同誌第四二巻、明治三三年一〇月六日号)。

地主、自作、小作別の販売米

		1890年 (明治 23年)	1899年 (32年)	1908年 (41年)	1911年 (44年)	1912年 (大正 1年)
地 主	小作米	130石	139	154	140	153
	自作収穫米	21石	20	18	20	15
	販売分	134石	141	154	141	150
	収入米に対する販売比率	89%	89	89	89	89
	所有規模	16.7町	18.1	19.3	19.3	19.4
自 作	産米総量	27石	28	29	30	29
	販売分	17石	18	18	18	18
	産米総量に対する販売分の比率	63%	64	62	60	62
	所有規模	1.9町	1.9	1.9	2.0	2.0
小 作	産米総量	18石	18	21	23	22
	小作米	9.7石	9.9	10.2	11.3	11.3
	販売分	2.1石	1.5	3.7	4.5	3.5
	産米総量に対する販売分の比率	11%	8	18	20	16
	経営規模	1.2町	1.3	1.3	1.5	1.4

備考 農商務省農務局『農家経済調査』(大正一三年)附録三〇一四〇頁より作成、本調査は齋藤万吉氏の調査にかつる。

(日本農業発達史第四卷、五二頁より)

「日本農業発達史」第四卷(昭和二九年)五三一—四頁

「日本農業発達史」第四卷五四五頁より。

横井時敬「我農業ノ基礎復タ撼揺セントス」太陽、明治三〇年三卷二号、(平野義太郎「日本資本主義社会の機構」昭和九年、八五頁より)

出稼移民数

(第十一、第十二統計年鑑による「出稼移民数のみ。したがって出稼漁民などを含まぬ」)

北海道移住者数

明治十九年	同二十年	同二十一年	同二十三年	同二十四年	同二十六年
二、三、八	二、五、一	四、一、四	五、一、三	八、七、五	六、七、七

石川、富山、福井、青森、香川、徳島(明治二十五年、千人以上)などの諸県を筆頭として左表にみるごとき北海道来住者を算した(第十二統計年鑑による)

明治十七年	同十八年	同二十年	同三三年	同三四年	同三十五年
四六五	一〇三九	二七九	一三二	一五七	四一〇

(右表はいづれも平野義太郎、前掲書、八七頁より)
 また当時富山県地方より北海道に赴きし出稼移民の有様については横山、前掲書二六八頁以下に記載あり。

(32)

横山前掲書八六頁以下に、職人三種をあげ、その日給の明治二〇、二五、二七、二八、二九年の推移を示す表を掲げてある。これに続いて「右表に拠れば、各職人の中賃銀最も高きは洋服仕立職の平均四十八錢三厘にして、石工、瓦葺の次に次ぎ、続いて煉瓦師、船大工、大工、左官、木挽、屋根職等にして、最も低きは下駄職、染物職、陶器轆轤師、綿打、漆掻、紙漉、版摺執れも二十八錢以下にして中にも綿打、漆掻、紙漉の如きは二十五錢以下なり、(中略)蓋し最近十ヶ年間は、産業勃興時代にして労力を需要するところ多く、特に二十七八年後俄に増加(賃金の——筆者註——)したるは日清戦役の結果、各種工業の勃興せし影響なるべし。米価十五六円台に騰りたるにも拘はらず、兎に角も堪ふるを得たるは、右に挙げるが如く一般の賃銀昂りたるが故のみ、然れども之があるが故に、労働者は曩日に比し其の生活は大に進歩せりというものあらば過てり。左に掲ぐる労働米価比較表を見よ。(中略)是を以て之を観れば、二十六年一月の平均賃銀は四十錢五厘にして、白米小売相場の平均は九円四十錢九厘、一日の購買力四升二合七勺二六余なるに、三十一年一月の労働平均は五十九錢六厘にして白米小売相場は十八円二十六錢五厘、即ち三升二合六勺三一弱に相当し、其の購買力の減ること方に一升〇〇九五なり。」(八六一九頁)

「此の窟々にて渡世する者を見るに、まづ最も多きは車挽にして、日雇取、土方諸職人其大部分を占め、屑買、屑拾い、羅字屋、鑄掛屋、蠟燭傘直し、炭屋、ブリキ屋、塗師屋、陶器焼ツギ鼻紙漉など世の賤物を繕ふて活計する手工人を始めとして、彼の祭

(34)

文語り、辻講釈、傀儡遣ひ、覗き機関等の緑日の野郎、又は幼稚園的芸人たる角頭獅子の児供を飼ひて稼がする親方、日済の高利貸、損料屋、縁日小商人、売卜者、灸点家、按摩、看板屋、(以下略)西田長寿編「都市下層社会」中の乾坤一布衣著「最暗黒の東京」(明治二十六年、二二頁)。その他人力車夫、土方などの実情については横山前掲書にも記されている。

(33)

西田編前掲書中、大我居士著「貧天地饑寒窟探險記」(明治二十三年)は、草履裏付、人力挽、燐寸詰、らはすげ、芸人など窟民中の十一業種を比較したのち、「以上列挙せし十一業一日労働の時間を総計すれば一百二十時間にして、其賃銀は七十九錢五厘なり、去れば平均一日一人の労働時刻は凡そ十一時間にして、賃銀は七錢一厘強に過ぎず、其七錢一厘強たるも十八錢の賃銀を得る車夫と車力とを加ふるお蔭なり、若し此二つの者を除き、他の九業を平均すれば、一人の所得は四錢八厘余たるのみ。」として、その次に本文に掲げた彼等一日の生計費を示している。(一九二一六頁)

(36)

吳文聡「本邦貧民の状態」社会」第一号(明治三十二年一月一日号)二六一—三〇頁。この調査報告の一部が官報に掲載されたが、その中から拾つてみる。「島根県、細民生活は層一層窮困に陥り、甚しきは一日一人米一合五勺に草根木葉を混濁して之を飲食して飢餓を免る者少ならず云々、徳島県、細民生計の実況は殊に一部の恒産なき輩に至つて最も甚しとす、老幼婦女の如きは其悲境慘愴酸鼻に堪へず、所有の衣服器具は或は之を売却し、若くは典物として米麦を購ひしも、既に売り尽したるの輩は唯慈善家の恵に露命を繋ぐのみ、鳥取県(中略)然して悪食粗飯又は減食の結果身体衰弱し、職業に従事すること能はざるもの続々是あり云々」。(東京経済雑誌第三八卷、八二五頁)

横山、前掲書、二九五頁

葛治隆「明治の社会問題」(昭和三十一年)五一—九〇頁

(33)

(39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46)

東京経済雑誌第三六卷九四四頁(明治三十三年一月二三日号)、									
日本社会事業大年表(昭和十一年)一八一—二頁									
日本農業発達史第四卷九九—一〇〇頁									
山口正「日本社会事業史」(昭和十三年)一二八頁									
山口、前掲書、一二九—一三〇頁									
山崎巖「救貧法制要義」(昭和六年)二六一—三七頁									
山口、前掲書、一二九頁									
井上友一「救済制度要義」(明治四二年)によれば、明治二五年以降一五ヶ年間に恤救規則により国から救助を受けた窮民の数及び人口一〇万に付新に救助を受けた人員は次の通りである。	年次	人	員	人口十方に付新に救助を受けた人員					
明治二五年	一八、五四五人			一二二人					
二六年	一八、一四六			一〇九					
二七年	一八、〇八九			九					
二八年	一六、七一五			七					
二九年	一五、八二三			七					
三〇年	一六、〇四〇			八					
三一年	一八、四一五			一三					
三二年	一六、一一〇三			六					
三三年	一五、二一一			六					
三四年	一四、五七五			五					
三五年	一四、〇九六			五					
三六年	一五、一一八			三					
(同書一八六—八頁)									

井上、前掲書、一八六頁

小川政亮「我国保護請求権史論素描」社会政策学会編「賃銀・生計費・生活保障」(昭和二八年)

井上、前掲書、一八六—一八頁
 なお同書によれば、「最近の(明治四二年—筆者註)地方統計

によれば、恤救規則の受救者に府県費より補給せるもの三〇八人、恤救規則外の受救者に市町村費より補給せるもの一、二一五人、恤救規則外に於て府県費より救助を受くるもの九六二人、恤救規則外に於て市町村費より救助を受くるもの七、九三七人、合計一万四百人にすぎず」とある。

またその為の予算は、明治三〇年度において、国庫救助費一七三、二七三元、府県救助費七〇、六〇四円、市町村救助費七五、一四一元、三十四年度においては、国庫救助費一七九、三五九円、府県救助費七〇、〇〇〇円、市町村救助費九七、五五五円となっている。(同書一八八—九頁)

井上、前掲書、一七四頁

(本研究は昭和三十一年度文部省 科学研究助成補助金による研究の一部である)